

資 料

(事業承継税制について)

平成24年11月9日(金)

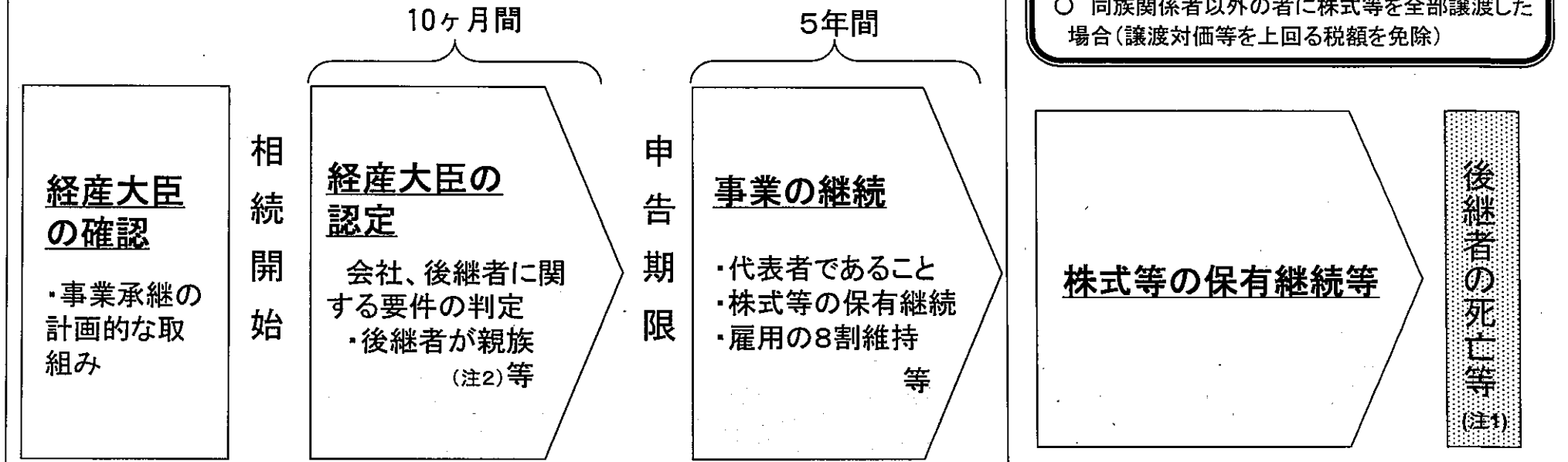
財 務 省

目 次

- 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の流れ 1
- 事業承継税制の見直しの視点 2
- 事業承継税制の前提となる認定件数等 3
- 平成25年度税制改正に関するアンケート調査結果(抄) 4

非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の流れ

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(平成20年10月1日施行)に基づく経済産業大臣の関与



(注1) 猶予税額が免除される「死亡」以外の例

- 会社の倒産
- 後継者への贈与
- 同族関係者以外の者に株式等を全部譲渡した場合(譲渡対価等を上回る税額を免除)

申告・担保提供

要件を満たさなくなった場合

株式等を譲渡等した場合

後継者の相続税額のうち、議決権株式等(注3)の **80%** に対応する相続税の納税を猶予

(注3)発行済議決権株式等の2/3に達するまで

全額納付※

譲渡等した部分に対応する猶予税額を納付※

猶予税額の免除

※猶予税額の納付に併せて利子税(年3.6%【特例:年2.1%】)を納付。

(注2)役員退任要件は贈与税の納税猶予制度の場合。

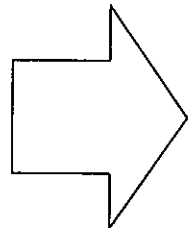
事業承継税制の見直しの視点

○抜本改革法第7条第4号

四 資産課税については、次に定めるとおり検討すること。

イ 事業承継税制(租税特別措置法第70条の7から第70条の7の4までの規定に基づく相続税及び贈与税の特例をいう。)について、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)に基づく認定の運用状況等を踏まえ、その活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について検討を行い、相続税の課税ベース(課税標準とされるべきものの範囲をいう。附則第21条において同じ。)、税率構造等の見直しの結果に基づき講ぜられる措置の施行に併せて見直しを行う。

「雇用確保」と「地域経済の活力維持」という制度の趣旨を踏まえ、相続税等の見直しと併せて、25年度改正に向けて検討。



- ① 現行制度の活用促進策(普及啓発や現行要件の見直し等)
- ② 課税の一層の適正化を図る措置

(注) 上記とは別に、経産省からは、事業承継税制に関連し、制度の新設要望が出ている。

事業承継税制の前提となる認定件数等

		平成21年度分	平成22年度分	平成23年度分
相続税	経済産業大臣の認定	153件	133件	62件
	常時雇用従業員数	5,932人	7,039人	2,706人
	認定1件当たり	39人	53人	44人
贈与税	経済産業大臣の認定	29件	67件	72件
	常時雇用従業員数	2,149人	3,875人	5,581人
	認定1件当たり	74人	58人	78人
経済産業大臣の確認 (計画的な承継に係る取組み)		573件	1,326件	859件

(備考) 中小企業庁調べ

平成25年度税制改正に関するアンケート調査結果(抄)

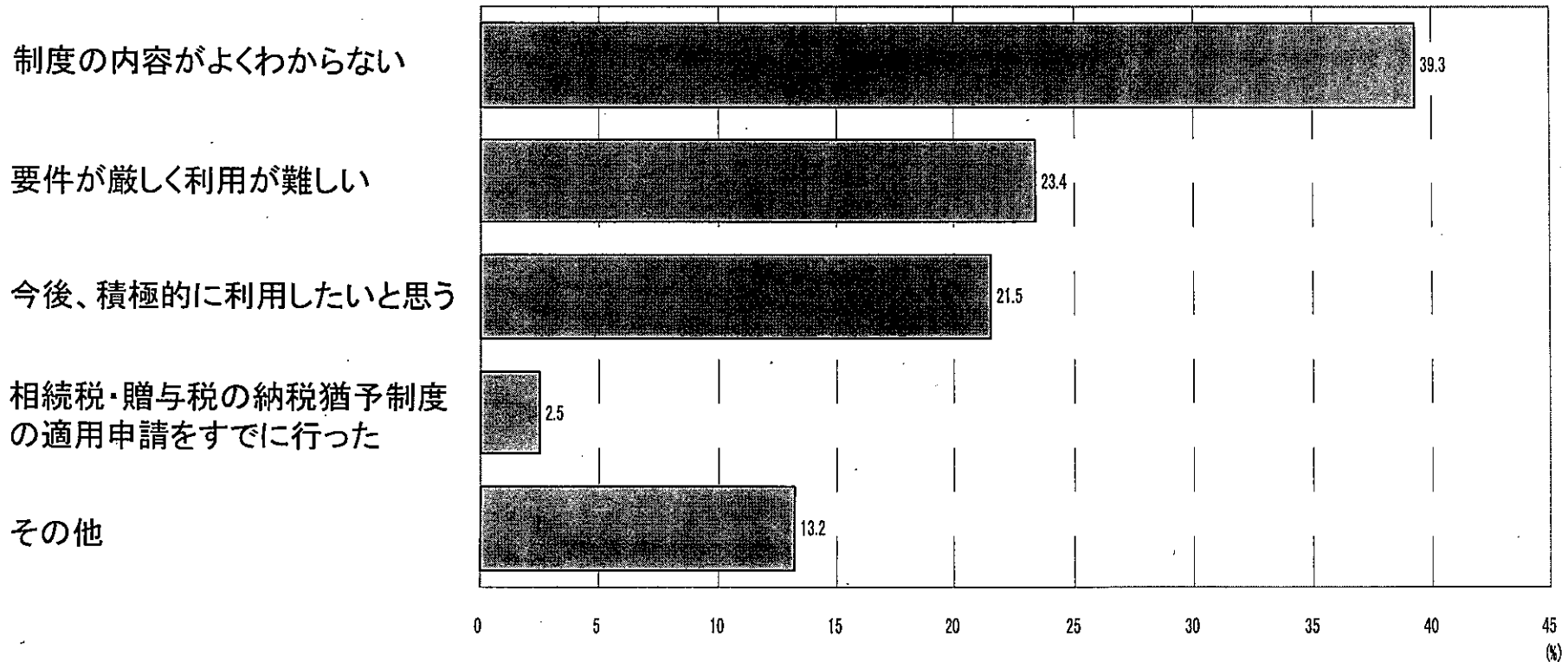
(公財)全国法人会総連合

【回答総数】 9,816件 (税制委員及び単位会役員・一般会
員である法人の経営者等)

【実施期間】 平成24年3月19日 ~ 平成24年5月18日

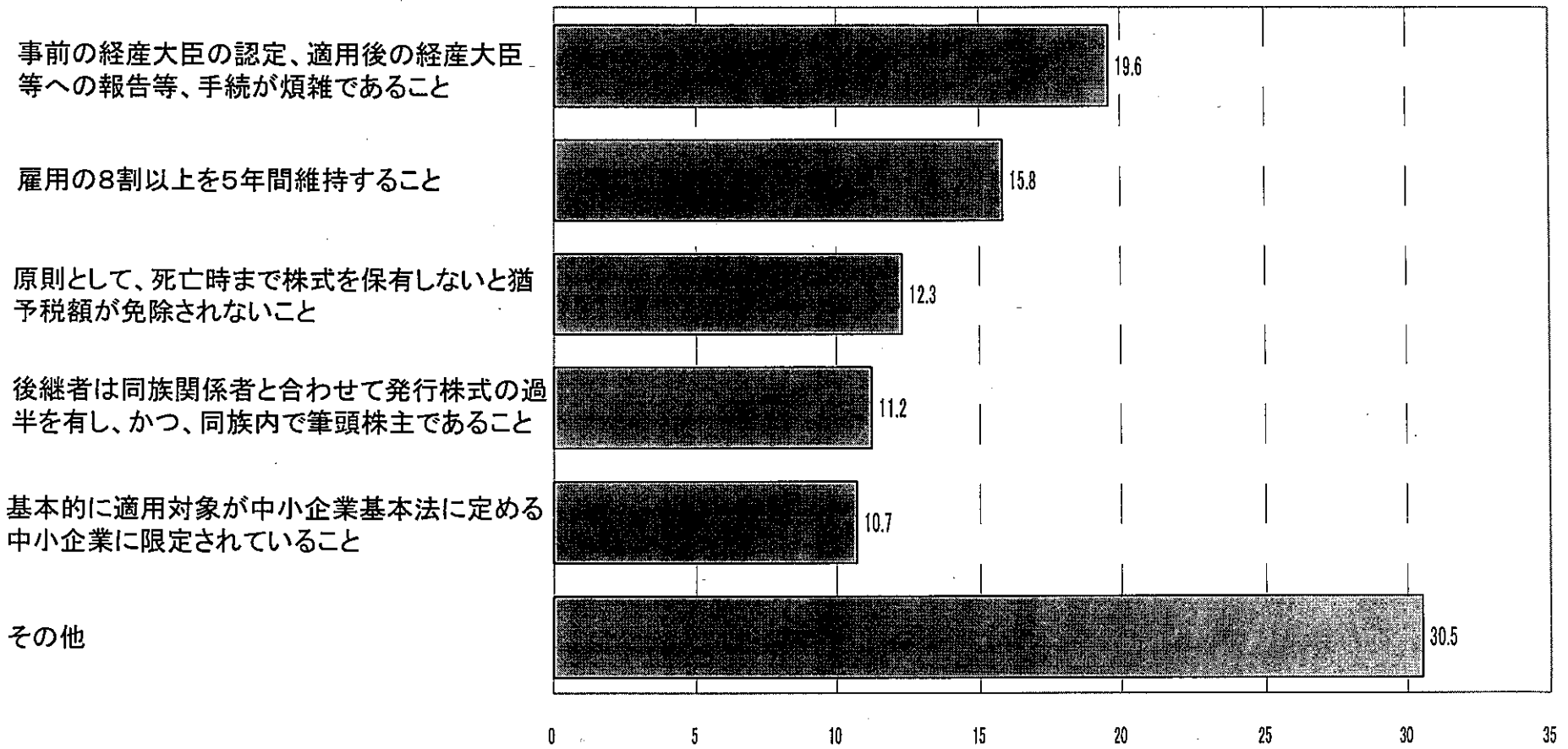
問 事業承継税制への対応

平成21年度に創設された「非上場株式等に係る相続税と贈与税の納税猶予制度」について、
昨年に引き続きお聞きします。



問 納税猶予制度における適用要件の緩和・見直し

「非上場株式等に係る相続税と贈与税の納税猶予制度」を利用するためには、一定の要件を満たす必要がありますが、この適用要件が厳しすぎるとの指摘があります。以下の要件のうち、見直すべき事項について、優先度の高い事項2つをお答えください。



(注) 「その他」には、後継者は先代経営者の親族であること(9.0%)、特に見直す必要はない(5.0%)、特例株式のすべてを担保に供さなければならないこと(3.9%)、資産管理会社等は除外されていること(3.6%)等が含まれている。